

環生ー1 ヒグマによる人身事故を防ぐために

ヒグマによる人身事故の多くは、山菜採りなどで野山に入った際の突発的な遭遇により発生していることから、ヒグマとの遭遇を未然に防ぎ、事故に遭わないよう十分注意する必要があります。

ヒグマと遭遇しないために、野山に入るときには、次のことに注意しましょう。

1 ヒグマと遭遇しないために・・・

(1) 野山に入る前に

地元の市役所や町村役場、森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報のある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

また、イヌを連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあるため危険です。

(2) ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、常に複数での行動を心掛けましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気付くのが遅れ、危険な状況になる場合があります。

また、鈴などの鳴り物を携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹いたり大声を出すなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい沢音の大きな場所や悪天候（濃霧や雨）のときには注意が必要です。

(3) 野山での飲食の際に

においの強い食料はヒグマを引き寄せますので控えましょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、人に対して危険な行動をとるようになることが知られています。

2 ヒグマに遭遇したら・・・

(1) 遠くにクマを見つけたら

落ち着いて状況を判断してください。

クマがこちらに気づいていないなら、その場を静かに立ち去りましょう。

子グマを見つけても絶対に近づかないでください。不用意に近づくと母グマの攻撃を受けます。

(2) クマがこちらに気づいていたら

クマの移動する方向を見定めながら、静かに立ち去りましょう。

慌てることは事故につながります。まずは落ち着いてください。普通にしていれば、ほとんどのクマは立ち去ります。

(3) それでも近づいてきたら

クマから視線を外さず、クマの動きを見ながらゆっくりと後退してください。

この時、リュックや服など持ち物をそっと置くとクマの気を引いて時間を稼げます。

ヒグマに持ち物をとられても取り返そうとしてはいけません。ヒグマに攻撃される恐れがあります。

※注 意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処方法はありません。ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。野山に出かける際には細心の注意をお願いします。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係や地元市役所・町村役場などに情報をご提供ください。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kihon.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－２ ヒグマに餌を与えないでください

北海道では、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性の高いヒグマを作りだし、人とヒグマとの共存を困難にし、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として、北海道生物の多様性の保全に関する条例で、ヒグマに餌を与えることを禁止しております。違反すると、行為の中止等の勧告や氏名等の公表の対象となります。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－３ 「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」の募集

国外から輸入されたセイヨウオオマルハナバチは、ハウスでのトマト栽培などで受粉作業の省力化や農作物の品質向上のために貢献してきましたが、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されたことから、個体がハウスから逃げださないようネットを張るなどの対策により、野生化の防止が義務づけられています。

しかし、既に野生化した個体が全道各地で確認されており、在来種のハチとの競合など生態系への悪影響が懸念されていることから、計画的な監視や捕獲活動が必要となっています。

このため道では外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、本道固有の生物多様性の保全を図るために防除活動を展開しています。この活動にボランティアとして参加していただける方を「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」として募集し、「防除従事者証」を発行するとともに、捕獲を行う際には「腕章」を貸し出すこととしていますので、関心のある方はお問い合わせください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/seiyo/seiyo_top.html

【問い合わせ】

○セイヨウオオマルハナバチバスターズ
環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－４ 『厚岸霧多布昆布森^{あつけしきりたっぶこんぶもり}国定公園』が誕生しました。

令和３年（２０２１年）３月３０日（火）に、道内６番目の国定公園として「厚岸霧多布昆布森国定公園」が、釧路総合振興局管内（釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町）に誕生しました。

これまでの厚岸道立自然公園の区域に別寒辺牛湿原や周辺海域などを含め、面積はこれまでのおよそ２倍の約４１,５００ヘクタールとなりました。

本公園は、北海道東部の太平洋側に位置し、海岸線の後退と砂丘の堆積によって形成された霧多布湿原及び河岸の湛水によって形成された別寒辺牛湿原といった形成過程の異なる２つの湿原が、ほぼ原始的な状態で残されているほか、厚岸湖、火散布沼等の海跡湖並びに尻羽岬、大黒島等の海食崖及び島嶼を有し、変化に富んだ優れた自然景観を呈しています。また、厚岸湖におけるカキやアサリの養殖、周辺海域における昆布漁など、森・川・海の繋がりにより育まれてきた人と自然との共生による文化景観を見ることができます。加えて、本公園の湿原の大部分及び厚岸湖が国際的に重要な水鳥の生息地としてラムサール条約の登録湿地となっていることや、希少な湿原植生や海鳥繁殖地が国指定天然記念物に指定されていること等、多様な動植物の生息及び生育の場となっています。

このように、多様で優れた景観を有し、貴重な野生動植物が分布する我が国における傑出した自然の風景地であることが認められ新たに国定公園に指定されました。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 ０１１－２０４－５２０４

FAX ０１１－２３２－６７９０

釧路総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

電話 ０１５４－４３－９１５４

FAX ０１５４－４１－２７０３

環生－５ 自然公園内の規制について

国立公園、国定公園及び道立自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するために指定されています。そのため、自然公園区域内での産業活動などに伴う行為に対しては、様々な制限があります。

例えば、次のような行為を行う場合は、許可や届出が必要です。

- ・建物や道路などの工作物の新築や増・改築
- ・木竹の伐採や高山植物の採取
- ・土や砂利などの採取
- ・看板や記念碑などの広告物の設置
- ・土地の形状を変える行為 など

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouenkisei2807.pdf>

また、自然公園の一部には、動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため自動車やスノーモビル、モーターボートなどの乗り入れが規制されている地区があります。

(次頁参照)

【問い合わせ】

国立公園に関すること

環境省北海道地方環境事務所国立公園課

電話 ０１１－２９９－１９５３

各国立公園の環境省自然保護官事務所

国定公園、道立自然公園に関すること

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 ０１１－２０４－５２０４

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係又は主査(自然環境)

野幌森林公園に関すること

北海道博物館

電話 ０１１－８９８－０４５６

環生－6 自然公園等における自動車、スノーモビル、モーターボートなどの乗入れ規制について

自然環境がすぐれた地域でのオフロード車やスノーモビルなどの無秩序な使用による動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため、国立公園、国定公園、道立自然公園の一部の区域と原生自然環境保全地域では「自動車等」の乗入れが規制されています。

- 自動車等の乗入れが規制される地区（道路、広場、田、畑、牧場、宅地除く）
 - ・ 国立公園、国定公園の「特別保護地区」
 - ・ 国立公園、国定公園及び道立自然公園の「車馬等乗入れ規制地区」
 - ・ 自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」

※上記の規制区域以外にも国有林などで乗入れの規制等がなされている場所があります。

- 乗入れ規制の対象となる自動車等（主なもの）
 - ・ 自動車、オートバイ、スノーモビル、自転車、荷車、馬など
 - ・ 動力船（モーターボートなど（2馬力以下の船外機や電気推進機を含む）
 - ・ 航空機、ヘリコプターなど

- 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.html>

【問い合わせ】

国立公園及び原生自然環境保全地域に関すること

環境省北海道地方環境事務所国立公園課

電話 011-299-1953

各国立公園の環境省自然保護官事務所

国定公園、道立自然公園に関すること

環境生活部環境局自然環境課公園保全係

電話 011-204-5204

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係又は主査(自然環境)

環生ー7 山岳環境の保全について

登山をされる皆様へ

～美しく豊かな北海道のやまなみを未来に引き継ぐために～

自然豊かな北海道の山岳環境では、本州以南では生息しない北方系の野生動物や北海道にしか生育しない希少な高山植物などが見られます。

しかし、近年の登山ブームによる登山者の増加に伴い、北海道の一部の地域では、登山道から外れての植物の踏みつけ、登山の記念に「つい、一株」といった摘み取りや株ごと持ち出す盗掘、し尿やティッシュペーパーの散乱が目立つなど、環境の悪化が進んでいます。登山をされる方は、ひとりひとりがルール・マナーを守り、美しく豊かな北海道のやまなみを守りましょう。

また、最近、自然公園の公共施設の看板や道標などに落書きされているのが見受けられますので、絶対に落書きはやめてください。

1 携帯トイレを携行しましょう

道内の多くの山は、自然公園などに指定され、自然環境や風致景観の保護が図られています。山岳地域では、自然保護や立地条件などの面から、トイレの整備が行き届いていません。登山に際しては事前に用を済ませるとともに、長時間の山行には携帯トイレを携行するなどして、山岳環境の保全に心がけましょう。

2 ゴミを持ち帰りましょう

山岳地域では、ゴミの回収に多くの労力を要します。また、生ゴミなどを投棄すると、野生動植物の生態にも悪影響を与えます。持ち込んだものはすべて持ち帰りましょう。

3 自然への気くばりを・・・

登山道を外れて歩くと、高山植物などを傷めるとともに、踏みあとが広がることで登山道周辺の崩壊を促すこととなります。山岳地域の厳しい環境では、いったん損なわれた自然はなかなか回復できません。ひとりひとりが山への思いやりの気持ちを持ちましょう。

4 動植物をとったり、傷つけたりしてはいけません

山岳地域には高山植物をはじめ希少な動植物が生息・生育しています。一度失われると取り戻すことは困難です。「少しくらい、ひとりくらい」といった軽い気持ちで、山岳環境に重大な影響を与えてしまいます。大切な自然を守りましょう。

5 外来種の種子を持ち込まないようにしましょう

外来種の侵入・拡散を防ぐため、靴裏を洗うなど、外来種の種子を持ち込まないようにしましょう。

6 登山の準備は入念に・・・

本州よりも高緯度にある北海道では、2千メートル級の山でも本州の3千メートル級の山に相当する気象条件にあるといわれています。また、本州にあるような食事や寝具を提供する山小屋はありません。登山に際しては、事前に現地の状況を把握し、十分な装備を整えるとともに、入山時には必ず入山届、登山届を提出しましょう。

7 避難小屋の利用の際は・・・

登山行程において安全確保等のためにやむを得ず避難小屋を利用する場合は次のことに留意して登山のマナーとモラルを守り、安全で快適な登山を楽しみましょう。

- ・荷物の整理整頓を徹底し、利用者相互が譲り合って使用しましょう。
- ・先乗りしての場所取り行為は絶対に行わないようにしましょう。
- ・利用後はゴミは持ち帰り、清潔の保持に努めましょう。

○ 参考ホームページ

環境生活部環境局自然環境課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/sangakukankyo.html>

気象庁（火山登山者への情報提供）

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_Q.html

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課公園利用係

電 話 011-204-5204

FAX 011-232-6790

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 011-204-5987

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－８ 外来種による被害を防止するために－１ (外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)

外来種とは、アライグマやウチダザリガニなど、生物本来の移動能力を超えて、国内・国外の他の地域からペットや産業利用などのため、人によって導入された生物種です。

近年、この外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例が、国内外でクローズアップされており、これら外来種による被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が制定され、平成１７年６月から施行されています。（詳しくは、下記の環境省ホームページを参照してください）

外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす（または、おそれのある）侵略的な外来種については、外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定され、原則として、飼養、栽培、保管及び運搬等が禁止されています。

また、道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき外来生物法で対象としていない国内由来の外来種を含む１２種（詳しくは、下記の自然環境課ホームページを参照してください）を「指定外来種」に指定し、野外に「指定外来種」を放つ行為などを禁止しました（平成２８年６月１９日施行）。

なお、「特定外来生物」や「指定外来種」などに指定されていない外来種であっても、生態系などに影響を及ぼす場合があります。動物や植物など外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」が基本です。

○ 参考ホームページ

環境省

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

環境生活部環境局自然環境課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.html>

【問い合わせ】

外来生物法について

環境省北海道地方環境事務所 野生生物課

電 話 ０１１－２９９－１９５４

指定外来種及び道内の外来種の実態について

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

環生－９ 外来種による被害を防止するために－２

(アライグマを目撃した場合には、市町村へ通報してください)

本道では、外来種であるアライグマが野生化し、道内各地で目撃されており、各地で農業等被害が拡大しているほか、釧路湿原や知床など重要な自然地域においても生息が確認され、野鳥の卵やザリガニなど節足動物を捕食することなどによる生態系への影響、感染症の媒介などによる人の健康への被害が懸念されています。

アライグマは繁殖力が強く、生息域は年々拡大しており、現状をそのまま放置すると、生態系への被害など取り返しのつかない事態を招くおそれがあります。

道や市町村などでは、アライグマによる被害を防止するため、最終目標である「野外からの排除」を目指し、アライグマの捕獲などの取組を実施しています。

豊かな本道の自然環境を保全するため、皆様のご理解をお願いします。

また、アライグマは、住宅の屋根裏や物置、畜舎などにも棲み着く可能性があります。アライグマを見つけた場合には、餌付けなどを行わずに、お住まいの市町村へ連絡してください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/araiguma/araiguma_top.html

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課企画調整係

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１０ ペットの遺棄・虐待は犯罪です

犬や猫などのペットを遺棄する（捨てる）ことや、虐待することは、動物愛護管理法の規定により懲役または罰金を科せられる「犯罪」にあたります。犬・猫が捨てられているとき、暴力を振るわれたり、世話をされずに放置されているペットを見聞きしたときは、最寄りの警察署または各(総合)振興局環境生活課に通報してください。

また、やむを得ない事情でペットの飼育が困難になった場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示して飼い主を募集するなど、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/doubutsu/siyou/douaihou.pdf>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１１ ペット動物に所有者明示措置を徹底しましょう (マイクロチップの装着をお勧めします)

動物愛護法及び条例では、ペット動物の飼い主に、その動物が自分の所有であることを明らかにするための措置（所有者明示措置）を講じるよう定めています。

所有者明示措置の方法としては、首輪などで飼い主の氏名や連絡先がわかるようにしておくことが一般的ですが、個人情報保護の観点などから必ずしもこれらの措置が徹底されません。このために、迷い犬や猫などを収容している道や市町村では、飼い主がわからないために多くの犬・猫を処分せざるを得ない状況となっており、その数は全道で毎年約２千頭にも及びます。

また、平成１２年の有珠山噴火災害では、避難などで飼い主と離ればなれになり、飼い主のもとに戻れない犬・猫が多くいました。

このような状況を改善するため、平成１７年６月に動物愛護法が改正され、ペット動物への所有者明示を推進することとなりました。

所有者明示の方法として推奨されているのが、「マイクロチップ」の装着です。（※）

マイクロチップは、直径約２mm、長さ１２mmほどの小さなＩＣチップで、注射器で動物の皮下に埋め込みます。

装着時以外に痛みはなく、生涯脱落せず、人為的に取り外すこともできないので、動物の所有者明示措置として世界中で使用されています。

マイクロチップには世界中でただ一つの番号が記録されており、装着した動物に保健所や動物病院等で読み取り機をかざし、読み取った番号から飼い主がわかる仕組みなので、個人情報も保護されます。

道では、収容された犬・猫ができるだけ飼い主のもとに戻れるように、平成１８年から、すべての道立保健所・支所で犬・猫のマイクロチップの読み取りを行っています。

ペット動物が飼い主といつまでも幸せに暮らせるように、マイクロチップの装着をお勧めします。マイクロチップの装着をご希望の方は、最寄りの動物病院にご相談ください。

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

※ 令和元年６月１９日、動物愛護法等の一部を改正する法律が公布され、犬猫等販売業者には犬猫(生後 90 日を経過したもの)にマイクロチップの装着と環境省への登録等が義務づけられました。

また、一般の飼い主を含む犬猫等販売業者以外の犬猫の所有者は、犬猫へのマイクロチップの装着に努め、装着した場合は環境省へ登録等を行わなければならないとされました。(公布の日から３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

環生－１２ 新しい飼い主探しネットワーク事業について

北海道では、各道立保健所で引き取った犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるため、「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しています。この事業は、各総合振興局・振興局が、犬・猫を飼いたいと希望する方をあらかじめ登録しておき、引き取った犬・猫の性別などの情報と登録者の希望を照合して、最適な飼育者をコーディネートし、犬・猫を譲渡するものです。新しい飼い主になるには、毎日の世話ができるか、猫は室内で飼えるか、愛情を持って最後まで飼い続ける意志があるかなどの条件を満たしていることが必要です。少しでも多くの命を救うため、これから犬・猫を飼いたいと考えている方は、ご協力をお願いします。譲り受けの申し込み方法などについては、最寄りの総合振興局・振興局環境生活課へお問い合わせください。

○ 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/henkanjyouto.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０５

F A X ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１３ 鉛弾所持の禁止について

北海道では、天然記念物であり国内希少野生動物に指定されているオオワシやオジロワシが鉛中毒になって死亡する事故が起きています。

そのため、平成２６年１０月から「北海道エゾシカ対策推進条例」により、鉛弾の使用に加え、エゾシカを捕獲する目的で下記に該当する鉛弾を所持することが禁止されています。

- 規制対象となる鉛弾
 - １ 鉛を含む物質で作られているライフル弾
 - ２ 鉛を含む物質で作られている粒径が 7mm 以上の散弾（スラッグ弾を含む）

ハンターの皆さんにおかれましては、安全な狩猟に努めて頂くとともに、鉛弾を使用・所持することのないようよろしくお願いします。

- 参考ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/namaridan-kisei.html>

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係

電 話 ０１１－２０４－５２０６

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－14 エゾシカによる交通事故を防ぐために

エゾシカによる道路交通事故は、10月から11月にかけて多く発生しています。エゾシカの生態や習性を知り、安全運転を心がけましょう。

1 早朝・夕方の運転に気をつける

エゾシカの活動のピークは日出と日没前後です。出没の機会が増えることに加え、周囲が暗くエゾシカに気付きにくいことから、気をつけて走行してください。

2 秋～初冬の運転に気をつける

10～11月はエゾシカの繁殖期です。エゾシカが活発に行動するようになり、越冬地への季節移動を行う時期でもあることから、この時期は特に気をつけて走行してください。

3 夜間の走行時、光る目を見つけたら・・・

車のヘッドライトが反射するとエゾシカの目が光ります。暗いときに光るものを見つけたときには、スピードを落としてよく確認してください。

4 路上にエゾシカを見つけたら・・・

(1) 道路上のエゾシカは動きが鈍い

エゾシカは、車が接近しても逃げずに立ち止まる場合があります。また、エゾシカの蹄（ひづめ）は舗装路では滑りやすく、逃げるのが遅れたり転んだりすることがあります。スピードを落としてエゾシカの行動をよく確認してください。

(2) 1頭だけとは限らない

エゾシカは群れで行動しています。1頭が逃げたり横断するのを確認した後も安心せず、2頭目以降の飛び出しがないかよく確認してください。

○ 参考ホームページ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/traffic_accident.html

【問い合わせ】

環境生活部環境局自然環境課エゾシカ対策係

電話 011-204-5206

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－１５ 犯罪被害にあったときには

北海道では、犯罪により被害にあわれた方やご家族の方の精神的被害の軽減や回復を図るため、相談窓口を設置しています。

被害にあったときには、一人で悩まないで、ご相談ください。相談は無料です。（通話料はかかります。）

○北海道犯罪被害者等総合相談窓口

（公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室）

- ・電話相談受付 平日 10時～16時（12/29～1/3を除く）
（ファクシミリ・メール相談は24時間受け付けています。）
- ・電話相談 011-232-8740
- ・ファクシミリ 011-211-8151
- ・メール相談

（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターのホームページをご覧ください。

メール相談の入力フォームとファクシミリの相談用紙があります。

▼（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター公式サイト

http://www.counseling.or.jp/contents/introduction/introduction_02.html#01

- ・面接相談 上記の電話にお申し込みください。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係

電話 011-206-6148（直通）

FAX 011-232-4820

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/index.html>

環生－１６ 新型コロナウイルス感染症に関連した 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方々やご家族、治療にあたった医療関係者の方々等に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷、また、営業を続ける店舗や他の地域から来た車両に対する嫌がらせ行為などはあってはなりません。

不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをしないよう、国や自治体が提供している正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス人権相談窓口」では、新型コロナウイルスに関連する偏見、差別等による人権問題の相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まずにご相談下さい。

- ・ 電話相談受付 平日 ９時～１７時 （12/29～1/3 を除く）
（メール相談は２４時間受け付けています。）
- ・ 電話相談 ０１１－２０６－０４９７
- ・ メール相談 cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係

電話 ０１１－２０６－６１４８（直通）

FAX ０１１－２３２－４８２０

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/index.html>

環生－１７ 初心運転者への思いやりと融雪期の安全運転

これからは、各種学校を卒業された方などが、新たに運転免許を取得し、交通社会に仲間入りする時期を迎えます。

初心者マークのドライバーが安心して運転できるよう、思いやりのある運転を心がけましょう。

交通事故は決して他人事ではありません。

一人ひとりが交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践し、交通事故のない安全で安心な社会を目指しましょう。

* 毎月１５日は「道民交通安全の日」です。

ご家庭や職場などで交通安全の大切さを考える機会としましょう。

[ドライバー、同乗者の皆さんへ]

- 早朝や夕方は部分的に路面が凍結することがあります。
橋の上や日陰となる場所、黒っぽく見える部分等を走行する場合は、路面の凍結に注意しましょう。
- 雪山の陰からの急な横断歩行者や、視界不良時の歩行者などに十分注意しましょう。
また、路面状態が悪く、横断には時間がかかるほか、横断中に転倒する歩行者もいるので、危険を予測した安全運転に努めましょう。
- 冬道の交差点付近は非常に滑りやすいアイスバーンになっています。
いつでも停止できる速度で交差点に接近し、安全を確かめて走行することが大切です。
- 下り坂やカーブの手前では、あらかじめ十分に減速しましょう。
- 急ブレーキ、急ハンドル、急加速など「急」のつく運転をしないよう心がけましょう。
- 子供の飛び出しや高齢者の道路横断に対応できる安全な速度で運転しましょう。
- 横断歩道における歩行者優先を徹底し、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 「あおり運転」（妨害運転）は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。
車を運転する際は、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。
また、６歳未満の幼児を乗車させるときは、必ずお子様の体格にあったチャイルドシートをしっかりと取り付け、ゆるみなどが生じないように正しく着用させましょう。
- 夜間、先行車や対向車がないときは、ライトをハイビームにしましょう。
- 飲酒運転は悪質な犯罪です。飲酒が予想される場所へは公共交通機関を利用するなど「飲酒運転をしない、させない、許さない」そして「見逃さない」を徹底しましょう。

[歩行者の皆さんへ]

- 道路を横断するときは左右をしっかりと確認し、無理な横断は絶対にやめましょう。
- 信号のある場所では必ず信号を守り、安全に横断しましょう。

- 夜間に外出するときは、明るい色の服装と反射材を着用しましょう。
- 道路を横断しようとしている子供や高齢者を見かけたときは、積極的に声をかけるなど、安全に誘導してあげましょう。
- 道路やその付近で遊ぶ子供を見かけたときは、安全な場所で遊ぶように声をかけ、子供を交通事故から守りましょう。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全担当

電話：011-204-5219（直通）

FAX：011-232-4820

環生－18 DV被害者及び性犯罪・性暴力被害者ご相談窓口のご案内

令和2年10月より、DV相談及び性犯罪・性暴力被害者のための全国共通短縮ダイヤルの運用がスタートしました。

また、性暴力被害者の方のSNS相談窓口も新たに開設され、一人一人の状況に合わせた対応が可能となっています。

悩みを抱えている方、おひとりで抱え込まずに是非、ご相談ください。

1 DVに関するご相談窓口

① 「DV相談ナビ」

専門の相談員にお電話でご相談いただけます。

全国共通短縮ダイヤル：#^{はれれば}8008

※発信場所から最寄りの窓口へつながります。

② 「DV相談+（プラス）」

電話相談の他、メールやチャットでのご相談も受け付けています。

・24時間対応電話 0120-^{つなぐ}279-^{はやく}889

・チャット・メール相談はホームページ（<https://soudanplus.jp/>）からアクセス

2 性犯罪・性暴力被害者のためのご相談窓口

① 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」

専門の相談員にお電話でご相談いただけます。

全国共通短縮ダイヤル：#^{はやくワンストップ}8891

※発信場所から最寄りのワンストップ支援センターへつながります。

3 DV・性暴力被害者のためのご相談窓口

北海道にお住まいの女性が対象です。DV被害・性暴力被害どちらのご相談にも対応しています。SNSやチャットで、専門の相談員とお話いただけます。

秘密は厳守し、学校や職場の関係者、ご家族にご相談内容を知らせることはありません。

詳しくは HP (<https://www.hokkaido-shelternet.com/>) をご覧ください。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画係

電 話 011-204-5217 (直通)

FAX 011-232-4820

環生－１９ 「男女平等参画社会」を実現しましょう

ジェンダーとは・・・

男女の生物学的な性別ではなく、「女らしさ、男らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった、社会的、文化的につくられた性別意識をいいます。

例えばこのように考えたこと（経験したこと）はありませんか？

1 学校では

- ・女の子は優しく、男の子はたくましく育てた方がよい。
- ・「男のくせにメソメソするんじゃない！」と言われた。
- ・「男子が先で当たり前」と何となく思っていた。
- ・教室に花を生ける係は女子がするべきだ。
- ・赤いランドセルは女の子が、黒いランドセルは男の子が持つものだ。
- ・保育士や看護師は女性の仕事であり、男性には向いていない。

「たくましさ・優しさ」などの性質は、女の子にも男の子にもある性別に関わらない個性です。子どもたちが自分の能力や個性を発揮して様々なことにチャレンジできる環境をつくるのが大切です。

また、固定観念で職業の向き、不向きを子どもたちに押しつけると、個人の生き方を狭め、能力を発揮するチャンスを奪ってしまうかもしれません。一人ひとりの個性や能力に合った生き方ができるよう、固定観念が障害とならないようにしましょう。

2 家庭では

- ・家族の介護は妻の役割だ。
- ・父親は一家の中心だから、大黒柱として家庭を支えるのは当然だ。
- ・世帯主が父親なのは当たり前だ。
- ・結婚したら、妻は夫の姓を名のるべきだ。
- ・男性が洗濯物を干したりスーパーで買い物をするのは格好悪い。

家庭での仕事を一人に押しつけると、心理的負担は増大します。家庭生活を営むうえで女性にとっても男性にとっても家事は大切な仕事です。性別によって能力や役割を決めつけず、家事・育児・介護など家族みんなで協力して行いましょう。

3 職場では

- 育児休業を取りたくても「奥さんがいるのに何で君が？」と取れなかった。
- 「男は弱音を吐くべきでない」との思いから、悩み事を相談できずにいた。
- 女性しか事務所にいないと「だれもいないのか？」と言う。
- 「女性にはまかせられない」「うちの女の子」などと言う。

育児休業は女性も男性も取得できます。職務分担の固定化は、意欲と能力を持ち合わせた個人の活躍の場を狭めてしまいます。男女が協力して双方の視点を活かし、個人の能力を十分に発揮できる職場にしましょう。育児・介護等に関わることで仕事と家庭・地域活動等バランスの取れた生活を送ることができます。

4 地域では

- 会合などでお茶を入れるのは女性だ。
- 行事などでは女性が料理や会場の準備、後片付けなどをすることが多い。
- 自治会の役員は、男性が務めることが多い。
- 葬式の喪主は男性が務める。

地域の活動で何気なく女性と男性の役割が決まっていますか？性別にとらわれず、さまざまな人が活動に参加し、意見が反映されることにより、活力ある住みよいまちづくりが進みます。

また、慣習やしきたりの中には、性別による固定的な役割分担意識によりもたらされているものも少なくありません。時代に合わせて、慣習やしきたりも柔軟に変化させていきましょう。

※男女平等参画社会とは

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画係

電 話 011-204-5217（直通）

FAX 011-232-4820

環生－２０ 北海道男女平等参画苦情処理委員制度について

1 制度の概要

北海道における男女平等参画社会を実現するため、「北海道男女平等参画推進条例」に基づき、「北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）」男女各１名を任命しています。

この苦情処理委員（弁護士・人権擁護委員）は、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申し出を、個人のプライバシーの保護に十分留意しながら、公平・中立な立場で適切な助言を行う、いわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる苦情処理委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ第三者機関です。

なお、上記の「道の施策」とは、道の機関が行う業務のうち、道民等を対象にした様々な分野における男女平等参画に関する施策のことをいい、個々の道職員の言動、個々の道民等に対して行った許認可、審査、取締、紛争処理又はこれらに類する行為などは含まないこととしています。

2 申出方法

苦情等の申出を行う場合、次の事項を記載した書面を提出してください。

- ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 申出の内容及び理由
- ③ 上記①及び②のほか、調査等にあって参考となるべき事項

3 申出・問い合わせ窓口

郵送・FAX、インターネットで申し出てください。（匿名、電話での申し出は受けません。）

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画係

（ホームページ URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/index.html>）

及び各総合振興局・振興局（保健環境部環境生活課）にて受け付けております。
電話や FAX でのご相談は、以下のお問い合わせ先までお願いいたします。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画係

電 話 011-204-5217（直通）

FAX 011-232-4820

環生－21 第19回企画テーマ展・北海道化石会発足50周年記念展 「アンモナイトと生きる－50年の歩みとこれから－」

北海道博物館では、企画展や、講座やワークショップなどの行事を行っています。

第19回企画テーマ展・北海道化石会発足50周年記念展「アンモナイトと生きる－50年の歩みとこれから－」についてお知らせします。

- 会期 2月19日（土）～5月22日（日）
- 時間 9:30～16:30（10～4月（入館は16:00まで））
9:30～17:00（5～9月（入館は16:30まで））
- 会場 北海道博物館 特別展示室
- 内容 1970（昭和45）年、化石を愛好する人たちの交流をはかることなどを目的として、北海道化石会が発足しました。本展示会では、北海道化石会発足50周年を記念して、会員自慢・思い出の化石と、北海道博物館に収蔵する本会会員より寄贈された化石を特別公開するとともに、化石にまつわるさまざまなエピソードも紹介します。
- 料金 無料（総合展示室の観覧には、別途料金がかかります。（一般600円など））
- 主催 北海道博物館、北海道化石会
- 協力 北海道恐竜・化石ネットワーク研究会（北海道総合政策部地域創生局地域政策課）

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対策を講じた上で、開催する予定です。ただし、今後の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合があります。

▼北海道博物館ウェブサイト

<https://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp>

【問い合わせ】

北海道博物館 道民サービスグループ

電話 011-898-0456 住所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

環生－２２ ミュージアムカレッジ

「史料に読む北海道と群馬県つながり」

北海道博物館では、講座やワークショップなどの行事を行っています。

「ミュージアムカレッジ 『史料に読む北海道と群馬県つながり』」についてお知らせします。

・日時 3月13日（日）13:30～15:30

・会場 北海道博物館 講堂

・内容 他の府県と比べると、明治以降に群馬県から北海道に移住した人の数は多くありません。でも、団体に北海道に移住した人たちに関する群馬県庁文書がまとまって残されており、1900年前後の北海道への移住の事情が割とよくわかります。また、明治初期の開拓使の文書には養蚕や製糸業を仲立ちにして、群馬県と北海道の間に人やものの行き来があったことを伝えるものが少なくありません。そんな文書を読み解いてみたいと思います。

・料金 無料

・講師 山田伸一（当館職員）

・対象 大人向け（中学生以上）

・定員 60名（先着）

・申込 事前申込、2月15日（火）より、電話受付（011-898-0500）

受付時間：開館日の9:30～17:00

・道民カレッジ ほっかいどう学コース2単位、ジュニア2単位

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対策を講じた上で、開催する予定です。ただし、今後の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合があります。

▼北海道博物館ウェブサイト

<https://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp>

【問い合わせ】

北海道博物館 道民サービスグループ

電話 011-898-0456 住所 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2